

千葉県教育委員会行政組織規則の一部改正について

令和4年3月22日
教育庁教育総務課
043-223-4143

1 主な改正点

(1) 令和4年度組織の移管、見直しによる改正

改正内容	関係条項
博物館の登録等に関する事務を知事の補助機関である職員に補助執行とすることに伴い、教育長の専決事項及び文化財課の分掌事務を削除。【文化財課】	第12条第1項第13号、第20条（文化財課）8
組織の移管に伴い、教育長の専決事項を削除。【文化財課】	第12条第1項第15号
組織の移管・見直しに伴い、関係課名及び室名等を追加・削除・変更。【教育総務課、教育政策課、教育施設課、福利課、児童生徒課、学校安全保健課、文化財課、体育課】	第17条第2項の表
組織の移管に伴い、課名、室名及び班名を削除。【体育課】	第17条第3項の表
組織の移管に伴い、分掌事務を削除。【体育課】	第18条（教育振興部）8
組織の移管に伴い、分掌事務を削除。【教育政策課】	第19条（教育政策課）6
組織の移管・見直しに伴い、課名及び各課の事務分掌の追加・削除・変更。【学習指導課、児童生徒課、特別支援教育課、学校安全保健課、文化財課、体育課】	第20条（学習指導課）1～3、17、24、（児童生徒課）課名、5～9、（特別支援教育課）1、4、5、9、10、（学校安全保健課）課名、1～4、7、9、14、（文化財課）7～9、11、（体育課）1～18
組織の移管に伴い、教育機関を削除。【文化財課、体育課】	第39条7～13
組織の移管・見直しに伴い、附属機関名を削除、庶務を処理する機関名を削除・変更。【生涯学習課、児童生徒課、学校安全保健課、体育課、中央博物館】	第42条の表

(2) その他の理由による改正

ア 千葉県文化財保護条例の一部改正に伴う教育委員会会議の議決事項の変更

イ 千葉県社会教育委員条例の廃止に伴う生涯学習課の分掌事務及び生涯学習課が庶務を処理する附属機関の削除

ウ その他軽微な修正

改正内容	関係条項
千葉県文化財保護条例の一部改正により、文化財の登録制度が新設されたことから、教育委員会会議の議決事項に文化財の登録、抹消についての規定を追加。	第5条第20項
千葉県社会教育委員条例の廃止に伴い、生涯学習課の分掌事務を削除。	第20条（生涯学習課）17
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」上の文言と合わせるため、児童生徒課の分掌事務を変更。不登校児童生徒に対する教育の機会の確保が「支援」と表記されている。	第20条（児童生徒課）3
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布・施行（9月）、医療的ケア児の増加、ケア内容の多様化・高度化、県民の関心の高まりに伴い、特別支援教育課の業務の明確化を図るため、分掌事務を追加。	第20条（特別支援教育課）11
千葉県社会教育委員条例の廃止に伴い、生涯学習課が庶務を処理する附属機関を削除。	第42条の表

2 施行期日

令和4年4月1日